

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(自立支援給付等) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(自立支援給付等)において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊後大野市長

## 公表日

平成30年4月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(自立支援給付等)
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業を行っている。  具体的な手続及びその使用システムは、 ①自立支援給付の支給 - ア、ウ、エ ②支給決定の更新及び変更 - ア、ウ、エ ③地域相談支援の支給 - ア、ウ、エ ④支給認定の更新及び変更 - ア、イ、エ ⑤地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援、日常生活用具の支給 他)の実施 - ア、イ、ウ、エ、オ ※エクセルファイルについては、個人番号での管理を行わない。
③システムの名称	(ア)総合福祉システムWEL+、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)MICJET番号連携サーバー、(エ)中間サーバー、(オ)エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス支給管理台帳ファイル、心身障害者台帳情報ファイル、医療費助成情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の8, 16, 20, 26, 53, 56-2, 57, 87, 108, 116の項  2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108, 109及び110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長	社会福祉課長 金山 英三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	社会福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

